

総合事業の移行スケジュール

実施時期
平成29年3月

- ①市民等が主体の介護予防等を推進することにより、地域の人同士のつながりを活性化。
- ②行政はサービスを実施するのではなく、市民等が主体のサービス創出を支援。
- ③要支援認定者相当の方は、現行サービスを引き続き利用可能。

11	12	1	2	3	4	5	6
市民主体のサロンへの運動講師の派遣や事業者による介護予防教室の開催支援等、総合事業に向けた主体的な介護予防活動等の機運を醸成する事業の実施。 (地域いきいきライフ普及啓発事業)		【一般介護予防事業】 ・市民や事業者による主体的な介護予防活動等に対する支援、より効果的・効率的な介護予防教室の開催。 ・地域での支え合いによる困りごと解決や市民による軽度な生活援助に対する支援。 【第一号事業(基本チェックリスト対象者)】 ・介護予防現行相当ヘルパー、デイサービス ・基準緩和型ヘルパー(訪問A) ・集中リハビリ(通所C) ・基準緩和型デイサービス(通所A) ※実施時期検討					
＜市民・事業者主体のサービス創出に向けた仕組みづくり＞ 【通所系】 市民等が主体の介護予防の場づくりの支援のあり方 介護予防事業の効果的・効率的な実施。 【訪問系】 ワンコインサービスや基準を緩和した生活援助(シルバー人材センター等)による市民主体の生活支援の仕組みづくり 【ケアマネジメント】 チェックリストの実施方法とケアマネジメントのコンセプト							

総合事業移行